

山口県食料産業・6次産業化補助金（6次産業化の推進）事業実施要領

制 定：平成30年7月25日付け平30ぶちうま推進第184号
一部改正：令和元年5月15日付け平31ぶちうま推進第63号
一部改正：令和2年5月18日付け令2ぶちうま推進第91号
一部改正：令和3年4月14日付け令3ぶちうま推進第53号

（趣旨）

第1条 この要領は、食料産業・6次産業化交付金実施要綱（平成30年3月30日付け29食産第5353号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要綱」という。）、食料産業・6次産業化交付金交付要綱（平成30年3月30日付け29食産第5355号農林水産事務次官依命通知。）及び山口県食料産業・6次産業化補助金交付要綱（平成30年7月25日付け平30ぶちうま推進第183号。以下「県交付要綱」という。）に定めるもののほか、山口県食料産業・6次産業化補助金事業を円滑に推進するため、事業実施について必要な事項を定めるものとする。

（対象となる事業）

第2条 この要領の対象となる事業は、国実施要綱に定める6次産業化の推進体制整備事業（別記1）、6次産業化の推進支援事業（別記2）及び6次産業化施設整備事業（別記8-1）とする。

（事業実施の要望）

第3条 事業実施を予定する事業実施主体は、事業実施予定年度前に、山口県農林水産部ぶちうまやまぐち推進課長（以下「課長」という。）が別に定める日までに、別に示す要望調査様式を県課長に提出するものとする。

（事業実施計画の提出等）

第4条 事業実施主体は、次の（1）から（3）に掲げる事業ごとに、それぞれ定める様式により、国実施要綱第5第1項の規定に基づく事業実施計画書を知事が定める日までに別記第1号様式及び別記第2号様式、別記第3号様式又は別記第4号様式の事業実施計画承認申請書並びに別記第5号様式の費用対効果分析（投資効率）を知事に提出しなければならない。

（1）6次産業化の推進体制整備事業 別記第1号様式及び別記第2号様式

（2）6次産業化の推進支援事業 別記第1号様式及び別記第3号様式

（3）6次産業化施設整備事業 別記第1号様式、別記第4号様式及び別記第5号様式

2 特認団体（法人格を有しない団体であって知事が中国四国農政局長と協議の上、特に認める団体をいう。）が事業実施主体となる場合は、国実施要綱別記2に定めるところにより別記第6号様式の特認団体認定申請書を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の申請書の内容を審査し、成果目標、計画及び事業内容が適当と認められる場合には、事業実施主体に対して、事業実施計画の承認について通知するものとする。

4 事業実施主体は、承認を受けた事業実施計画において、次の各号における変更が生じる場合には、別記第1号様式及び別記第2号様式、別記第3号様式又は別記第4号様式の事業実施計画変更承認申請書を、知事に提出し、計画変更の承認を受けなければならない。

（1）事業の中止又は廃止

（2）事業実施主体の変更

- (3) 事業実施主体における事業費の増減
- (4) その他重要な変更として、知事が特に必要と認めたもの

(事業の着工)

第5条 事業の着工（機械の発注を含む。）は、原則として、補助金交付決定に基づき行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により、交付決定前に着工する場合については、事業実施主体は、知事の適正な指導を受けるとともに、その理由を明記した別記第7号様式の交付決定前着工届出書を、知事に提出するものとする。

- 2 前項ただし書の交付決定前着工届を提出した事業実施主体は、県交付要綱第4条に規定する補助金交付申請書に着工年月日及び交付決定前着工届の文書番号、届出年月日を記載するものとする。
- 3 事業の施行方法において、一般競争入札に付し難い場合又は一般競争入札に付して落札に至らない場合（入札者がいない場合を除く。）にあつては、事業実施主体は、予め別記第8号様式の施工方法等報告書により、その理由、選定方法等を知事に報告し、適正な契約手続を確保するための必要な指示を受けるものとする。
- 4 第1項ただし書により、交付決定前に着工する場合については、事業実施主体は、事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実である旨の課長からの文書による通知を受けて、着工するものとする。なお、この場合においても、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。
- 5 知事は、交付決定前に着工する場合については、事前にその理由等を検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着工後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。
- 6 事業実施主体は、事業を着工（機械の発注を含む。）したときは、速やかにその旨を別記第9号様式の入札結果・着工報告書により、知事に報告するものとする。

(事業完了に伴う届出)

第6条 事業実施主体は、工事が完了したときは、速やかにその旨を別記第10号様式のしゅん功報告書により、知事に報告するものとする。

- 2 事業実施主体から報告を受けた課長は、事業のしゅん功検査等を実施し、不適切な事態がある場合には手直し等の措置を指示するものとする。

(事業実施状況の報告等)

第7条 事業実施主体は、国実施要綱第7第1項の規定に基づく事業実施状況の報告に当たって、事業実施年度から目標年度までの間、毎年度、当該年度における別記第11号様式の事業実施状況報告書を、翌年度の7月15日までに知事に提出するものとする。

- 2 事業実施主体から事業実施状況の報告を受けた知事は、その内容について点検し、必要に応じて事業実施主体に対して改善等の指導を行うものとする。
- 3 知事は、事業の目標達成が立ち遅れている場合には、早期達成に向けた必要な措置を講じるとともに、事業実施主体は、成果目標が達成されるまでの間、改善方策等を記載した別に示す改善計画書を、知事に提出するものとする。
- 4 事業実施主体は、国実施要綱別記2第1の1の(1)の新品、第1の2の(1)の商品開発、

第1の3の(1)の新商品開発、第1の4の(1)のアの新商品の開発及び第1の5の(1)のイの新商品の開発に関して、事業を実施することにより発生した収益(以下別記2において「事業収益」という。)の状況について、事業終了年度の翌年度以降3年間毎年、別記第12号様式の事業収益状況報告書を、各決算期の終了後(半年決算の事業者にあつては、下半期の決算の終了後)2月以内に、同要綱第5の1の規定により事業実施計画を提出した知事に提出するものとする。

なお、本事業の事業収益が1カ年も発生していない場合で4年目以降も本事業で開発した新商品又は介護食品の製造・販売事業を継続する場合は、4年目以降も別記第12号様式を作成し、当該新商品の製造・販売の取り止めた年度又は事業収益が発生することとなった年度の翌年度まで知事に報告するものとする。

(対策の評価)

第8条 事業実施主体は、国実施要綱第8第1項の規定に基づく評価報告にあつては、別記第11号様式の評価報告書により、別に定める日までに知事に提出するものとする。

2 事業実施主体から事業の評価報告を受けた知事は、その内容について点検し、必要に応じて事業実施主体に対して指導等を行うものとする。

(事業名等の表示)

第9条 事業実施主体は、当事業により整備した機械・施設等には、事業名等を表示するものとする。

2 事業実施主体は、6次産業化施設整備事業で取得又は効用の増加した施設等の増築を行う場合は、予め別記第13号様式の6次産業化施設整備事業で取得又は効用の増加した施設等の増築届を知事に提出するものとする。

(その他)

第10条 山口県食料産業・6次産業化補助金による事業の円滑な実施につき必要な事項については、この規定に定めるもののほか、課長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成30年(2018年)7月25日から施行し、平成30年度に実施する事業から適用する。(6次産業化ネットワーク活動交付金に係るぶちうま推進関係事業運用規定の廃止)
- 2 この要領の施行に伴い、6次産業化ネットワーク活動交付金に係るぶちうま推進関係事業運用規定(平成25年12月3日付け平25企画流通第588号。以下「旧運用規定」という。)は廃止する。(経過措置)
- 3 廃止前の旧運用規定の規定に基づき、平成29年度までに実施した事業は、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和元年(2019年)5月15日から施行し、平成31年度に実施する事業から適用する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和2年(2020年)5月18日から施行し、令和2年度に実施する事業から適用する。

(施行期日)

この要領は、令和3年(2021年)4月14日から施行し、令和3年度に実施する事業から適用する。